

改正	2007年7月28日	2008年12月20日
	2009年8月7日	2015年3月20日
	2016年1月30日	2023年3月9日

(目的)

第1条 同志社大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を適切に実施し、利益相反マネジメントに関する基本的な事項を審議するため、同志社大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 研究推進部長
- (2) 学生支援センター所長
- (3) リエゾンオフィス所長
- (4) 知的財産センター所長
- (5) 人事部長
- (6) 倫理審査主事から1名
- (7) 教員から4名
- (8) 学外の有識者から1名

2 委員会に委員長を置く。委員長は、前項第7号に定める委員から学長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、職務上の委員を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(利益相反カウンセラー)

第4条 利益相反マネジメントの手続きを円滑に行うため、倫理審査室に利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。

- 2 カウンセラーは、教職員の利益相反に関する相談に対応し、必要あるときは適切な助言をする。また、ポリシーⅣの2に定める対象となる事象について調査及び評価を行う。
- 3 カウンセラーは、学長が専任教員のうちから委嘱する。ただし、必要ある場合は、専任教員以外の学識経験者、弁護士等の専門家を委嘱することができる。
- 4 カウンセラーの委嘱期間は、1年を超えないものとする。ただし、期間終了後引き続き委嘱することを妨げない。
- 5 委嘱するカウンセラーは、若干名とする。
- 6 利益相反マネジメントの手続きに関する必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントの施策に関する事項
- (2) 利益相反カウンセラーからの報告事項
- (3) 利益相反に関する重要事項
- (4) 学長が諮問する事項
- (5) その他必要な事項

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。